

公益社団法人 日本精神神経学会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

会員 15千円

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度3月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(会費の使途)

第4条 第2条の会費についてはその2分の1（以上）は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て代議員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。
- 3 平成26年6月25日 改訂